

自動運転バスの導入に向けた調査及び実証実験業務委託
受託候補者募集要領

1 委託業務名

自動運転バスの導入に向けた調査及び実証実験業務

2 業務目的

本業務は、本市における人口減少・高齢化等に伴う交通事業者の運転手不足といった地域交通の構造的課題に対応し、市民及び観光客を含む多様な移動ニーズに応える、持続可能な地域公共交通の実現するため、本市の交通事業者である京都市交通局と連携し、自動運転バスの社会実装に向けた検証等を行うことを目的とする。

なお、自動運転バスの社会実装とは、本市域内における自動運転レベル4かつ、道路運送法における一般旅客自動車運送事業として運行することである。

3 提案内容

別紙1 提案仕様書に基づき、企画提案書を作成すること

4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を満たす事業者又は共同事業体（コンソーシアム）とする。

- 上記事業の目的を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- 京都市競争入札参加有資格者であること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

5 募集期間

令和7年10月1日（水）午前9時～令和7年10月15日（水）午後5時

6 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額の上限

47,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料の支払条件

業務完了後、受託者の請求に基づき一括で支払う。

(5) 交通事業者

京都市交通局とする。

(6) その他

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、業務の性質上、第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

7 応募手続等

応募する者は、次に示すところにより、提出するものとする。

(1) 担当（提出先）

ア 住所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

イ 部署

京都市都市計画局歩くまち京都推進室（担当：山下、吉田）

ウ TEL

075-222-3483

エ Eメールアドレス

trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書様式1〈1部〉

(イ) 会社概要（任意様式）〈10部〉

(ウ) 企画提案書（任意様式）〈10部〉

○ 企画提案書は、別紙1提案仕様書の項目ごとに作成するものとする。

○ 企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。

○ 企画提案書は1事業者又は1共同事業体（コンソーシアム）につき1案とする。

○ A4サイズ(図表等についてA3を用いる場合は、A4判に折り畳むこと)にまとめること。

(エ) 見積書(任意様式)〈1部〉

○ 提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

(カ) 共同事業体結成届出書様式2〈1部〉

※共同事業体(コンソーシアム)として応募する場合のみ

イ 追加書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、上記アに掲げる書類に加えて、次の書類を提出すること。

なお、共同事業体(コンソーシアム)の構成員で該当する者も提出すること。

(ア) 履歴事項全部証明書〈1部〉

※ 任意団体、個人の場合は不要

(イ) 印鑑証明書〈1部〉

(ロ) 納税証明書(国税等)〈1部〉

※ 法人(法人税・消費税):納税証明書(その3の3)

※ 個人(所得税・消費税):納税証明書(その3の2)

(ハ) 調査同意書(京都市税)様式3〈1部〉

(ニ) 調査同意書(水道料金・下水道使用料)様式4〈1部〉

(ホ) 誓約書様式5〈1部〉

(ヘ) 使用印鑑届様式6又は委任状兼使用印鑑届様式7〈1部〉

※(ア)～(ヘ)については、参加希望申出日前3箇月以内に発行のもの

ウ 提出場所及び提出方法

「7(1)担当」に記載の住所へ郵送(配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること)又は持参すること。

エ 提出期限

(ア) 郵送する場合

令和7年10月15日(水)必着

(イ) 窓口に持参する場合

令和7年10月15日(水)午後5時まで

(3) 募集に関する質問及び回答

ア 質問者

本書及び仕様書について質問できる者は、「4応募資格」を満たす者に限る。

イ 質問先

「7(1)担当」のとおり。

ウ 質問方法

文書（様式自由）を添付の上、Eメール（ただし着信を確認すること。）にて行うものとする。

エ 質問の受付期間及び受付時間

令和7年10月1日（水）午前9時から10月8日（水）午後5時まで

オ 回答

すべての質問及び回答は、質問を受理した日から3日以内（閉庁日を含まない。）に、京都市都市計画局歩くまち京都推進室ホームページにて閲覧に供する。回答は、本業務募集要領と一体のものとして効力を有するものとする。

(4) 注意事項

ア 募集手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる場合

次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は、京都市から通知する。

- 提出期限、提出先等、提出方法に適合しないもの。
- 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

- 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- 提出された企画提案書は、受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。
- 提出書類は、受託候補者選定作業に必要な範囲において複製することがある。
- 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- すべての提出書類は返却しない。

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーション内容、ヒアリング等に基づき、歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において審査する。

※ 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて、企画提案書の内容に基づき書類審査を実施する場合がある。

※ 応募者多数の場合の審査方法の詳細は、別途連絡する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日（予定）

令和7年10月21日（火）

イ 開催場所（予定）

京都市役所内会議室

ウ 審査内容

プロポーザル参加表明書の受付順に行う。

- プレゼンテーション（20分以内）
- 質疑応答（20分以内）

エ 注意事項

- プレゼンテーション審査は、提出した企画提案書の内容について説明を行い、補足説明が必要な場合は、提案書の内容を逸脱しない範囲で実施すること。その他の資料等の配布は認めない。
- プレゼンテーション審査時には、企画提案書等のスクリーン等への映写はせず、提出された企画提案書に基づき実施すること。
- プレゼンテーション審査の開催日、開催場所等の詳細は、企画提案書の提出後、別途連絡する。
- 委員会は非公開で行う。また、参加事業者は、他の参加事業者のプレゼンテーション審査を傍聴することはできない。
- 指定の時間に遅れた場合は、審査を行わない。ただし、天災事変等の影響、公共交通機関の遅滞による場合はこの限りではない。

(3) 審査基準

評価要領別紙1のとおり

(4) 決定

委員会の審査結果を踏まえ、京都市が受託候補者を決定する。

(5) 選定結果の通知及び公表

最終選定結果については、プレゼンテーション審査の参加事業者に対し郵送で通知するとともに、本市ホームページにおいて、選定事業者名、評価点、全参加事業者名を掲載する。

(6) 契約

委員会において受託候補者に選定された者と、受託候補者の「企画提案書」及び別紙2 契約仕様書（案）を踏まえ、委託見積限度額の範囲で協議のうえ契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

また、提案者が1 者のみであっても、プロポーザルが成立することとして評価を行い、満点の6 割以上の点数を取得した場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

9 スケジュール（予定）

- 公募開始・・・・・・・・・・10月1日（水）午前9時
- 企画提案書等の提出期限・・・・・・10月15日（水）午後5時
- 委員会における審査・・・・・・・・10月21日（火）
- 選定結果の通知等、契約締結・・・・10月下旬以降

10 その他

- 天災事変等の影響で情勢の大幅な変動が生じ、必要に応じて委託業務内容の変更や中止等を行う可能性がある点、あらかじめ留意すること。その場合、京都市と受託者で協議のうえ、変更契約等の手続を行う。
- 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。
- 本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利はすべて京都市に帰属するものとする。
- 提案内容については、委託金額上限を超えない範囲で実施可能な内容とすること。（追加費用等が生じる提案は盛り込まないこと）